

別表六(十五)

「16」又は「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事
年業
度・
・・
・

法人名

措法第42条の6第1項各号の該当号	1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号	
事業種目	2						
資産種類	3						
機械装置等の名称	4						
取得年月日	5	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
指定事業の用に供した年月日	6	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円	円	
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8						
差引改定取得価額 ($(7) - (8)$) 又は ($((7) - (8)) \times \frac{75}{100}$)	9						
法人税額の特別控除額の計算							
「16」欄 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の6第2項」 ② 「区分番号」欄：「00043」 ③ 「適用額」欄：「16」欄の金額					税額基準額残額 (別表六(二十三)表六(二十四)「15」)	17	円
					控除限度超過額 (の計)	18	
					繰越税額控除可能額 ((17) と (18) のうち少ない金額)	19	
					調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の⑧」)	20	
					当期繰越税額控除額 ($(19) - (20)$)	21	
当期税額基準額 ($(12) \times \frac{20}{100}$)	13			越	法人税額の特別控除額 ($(16) + (21)$)	22	
当期税額控除可能額 ((11) と (13) のうち少ない金額)	14			分			
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の⑨」)	15						
当期税額控除額 ($(14) - (15)$)	16						
翌期繰越税額控除限度超過額の計算							
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は 当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 ($(23) - (24)$)				
	23	24	25				
・ ・							
・ ・							
計							
当期分	(11)	(14)	外				
合計							
機械装置等の概要							

別表六(十五)

平三十一・四・一以後終了事業年度分